

○埼玉県公用車管理規程

昭和56年4月20日訓令第15号

目次

標題
 発令
 改正沿革
 宛先
 公布文
 題名
 目次
 □ 本則
 □ 第一章 総則
 第一条（趣旨）
 第二条（定義）
 □ 第三条（公用車の管理事務）
 2
 第四条（保有機関の長の責務）
 □ 第五条（車両取扱監督者）
 2

改 昭和五 昭和五
 正 七年 九年
 三月三 三月三
 〇日訓 一日訓
 令第一 令第一
 二号 一号
 昭和五 平成
 五年 六年

印刷モード

終了